

保護者各位

台風の接近、大規模地震発生に伴う基本的な対応について

本校では、台風等の気象情報により、臨時休業の判断について下記のとおり基準を設けております。この対応につきましては、三鷹市教育委員会の基本的な対応を基にしております。なお、以下の判断基準は原則であり、児童の安全確保のため保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりしても構いません。また、その場合は学校まで御連絡をお願いいたします。御理解・御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

1 前日までに「臨時休業」を判断する場合

- 前日正午までには判断し、三鷹市教育委員会は 14 時 30 分頃までに「臨時休業」のお知らせを市のホームページに掲載する。
- 学校は、「臨時休業」の決定後すぐに、保護者連絡帳（アプリ）で、各家庭に連絡する。

2 前日に「臨時休業」としなかった場合

「三鷹市」の気象情報	学校の対応の原則	御家庭の対応
午前 6 時の時点で 「暴風特別警報」 「大雨特別警報」 のいずれか（または両方） が発表されている。	臨時休業 ○学校は保護者連絡帳（アプリ）で、対応について家庭に周知する。	●安全に留意し、外出は控えさせてください。
午前 6 時の時点で 「暴風警報」 が発表されている。	自宅待機 ○学校は保護者連絡帳（アプリ）で対応について家庭に周知する。 ○教員による通学路の巡回等、安全確保の措置をとる。	警報が解除された場合、保護者の判断で登校させてください。 ●給食は提供します。 ●保護者の判断で登校を見合わせたり、登校を遅らせたりする場合、その旨を保護者連絡帳（アプリ）で御連絡ください。 （8：15 までに入力が間に合わない場合のみ電話で。） *安全確保のため登校を見合わせたり、登校を遅らせたりした場合には、「欠席」や「遅刻」の扱いとはしません。
暴風警報を伴わない警報 が発表されている。 （大雨警報、洪水警報等）	通常どおりの登校 ○教員による通学路の巡回等、安全確保の措置をとる。 ○朝の活動は中止する。	●必要に応じて、保護者の付き添いで登校させてください。 ●保護者の判断で登校を見合わせたり、登校を遅らせたりする場合、その旨を保護者連絡帳（アプリ）で御連絡ください。 （8：15 までに入力が間に合わない場合のみ電話で。） *安全確保のため登校を見合わせたり、登校を遅らせたりした場合には、「欠席」や「遅刻」の扱いとはしません。

なお、登校後における判断基準は以下のとおりです。何よりも、児童の下校が安全に行われるように留意いたします。

「三鷹市」の気象情報	学校の対応の原則	留意事項
<p>在校時に 「暴風特別警報」 「暴風警報」 「大雨特別警報」 のいずれか（または両方） が発表されている</p>	<p>学校待機</p>	<p>●下校時刻になっても特別警報・暴風警報が解除されない場合は、学校待機または保護者引き取りを行います。その際は、学校のホームページ、保護者連絡帳（アプリ）にて周知いたします。</p>
<p>下校時に 「暴風特別警報」 「大雨特別警報」 のいずれか（または両方） が発表される恐れがある ※午前 10 時 30 分までに判断する。</p>	<p>給食後に下校</p>	<p>状況により下校時刻の繰り上げ等の措置をとります。</p> <p>●学校のホームページ、保護者連絡帳（アプリ）にて周知いたします。</p> <p>●下校は、教員による通学路の巡回など、安全確保の措置をとります。</p> <p>●ただし、家庭の状況に応じて、校内に児童を待機させたり、避難勧告や避難指示が出た場合は、校内に児童を待機させたりします。</p>

大規模地震が発生した場合の対応について

大規模地震特別措置法に基づく、警戒宣言が発令された場合や震度5弱以上の規模の地震が発生した場合の対応は、原則として次のとおりとします。

1 登校前の対応

- ・児童は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とする。
- ・学校は、市の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」を決定する。
- ・学校は、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をしたときは、電話、保護者連絡帳（アプリ）、学校ホームページ等により、その旨を保護者に連絡する。

2 在校中の対応

- ・学校は、直ちに教育活動を中断し、児童の安全確保を徹底するとともに、保護者への引き渡し等により帰宅させる準備を行う。
- ・学校は、電話、保護者連絡帳（アプリ）、学校ホームページ等により、児童の安否、学校の被害状況、保護者への引き渡しを行うこと等を保護者に連絡する。
- ・児童・生徒の帰宅方法は、原則として保護者の来校による引き渡しとする。
- ・保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童については、学校において、飲食、防寒等の必要な対応をとる。ただし、防災備蓄倉庫の備蓄品を使う場合は、三鷹市総務部防災課に一報を入れることとする。

3 登校・下校途中の対応

- ・学校は、通学路等を巡回し、児童の安全確保に当たり、学校に誘導する。
- ・児童が学校に到着した後の対応は、在校中に準じる。
- ・児童が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努める。

【お問い合わせ】

副校長 小板橋 義夫
連絡先 0422-32-2175